



NanoTerasu シェアリング 2000 の利用手引き

この手引きは、NanoTerasu シェアリング 2000 を利用する事業者様や
公設試の皆様に向けて、事前相談から本市への報告までの一連の手続きをま
とめた手引きです。

令和6年 4月版

仙台市経済局リサーチコンプレックス推進室

【お問合せ・書類提出先】

仙台市経済局 イノベーション推進部 リサーチコンプレックス推進室
〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目 6-1 仙台パークビル 9 階
TEL:022-214-3154(直通)
E-mail:kei008070@city.sendai.jp

目次

1 NanoTerasu シェアリング 2000 の概要.....	3
1-1 本事業の目的・概要	3
1-2 利用対象者	3
1-3 利用区分と利用時間	4
1-4 利用区分早見表.....	5
1-5 利用料	5
2 申請手続き	6
2-1 利用の流れ	6
2-2 事前相談	6
2-3 利用申請	6
2-4 利用承認	6
2-5 様式及び提出時期	7
2-6 測定準備	7
2-7 予約.....	7
2-8 測定.....	8
2-9 分析・解析	8
2-10 利用報告.....	8
3 注意事項	8
(1)申請書類について	8
(2)利用にかかる義務等	8
(3)予約の取り消し	8
(4)その他	8

1 NanoTerasu シェアリング 2000 の概要

1-1 本事業の目的・概要

本市は、次世代放射光施設NanoTerasu(ナノテラス)の産業利用促進を目的とし、ナノテラスを利用できる権利を年間2,000時間取得しました。取得した利用権の範囲内で、地元企業や本市への進出企業等にご利用いただくものです。

1-2 利用対象者

以下の(1)～(2)のいずれの条件も満たす方が対象となります。

(1) 次のア～ウのいずれかに該当する者

ア 国内に事業の用に供する施設を置く法人(法人格を有しない社団等であって、代表者の定めがあり、かつ、ナノテラスの産業利用を目的とするものを含み、大学、国立試験研究機関及び独立行政法人を除きます。)

イ 宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県が所管する公設試験研究機関。

ウ その他市長が適当と認めるもの

(団体例)

大学	×
国立試験研究機関	×
独立行政法人	×(東北、新潟公設試は○)
NPO 法人	○
一般社団(または財団)法人	○
公益社団(または財団)法人	○
協同組合	○

(2) 次のア～エのいずれにも該当しない者

ア 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る)を行っていない、又は本市の市税を滞納している者

※ ここでいう市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とします。

イ 暴力団又は暴力団員等と関係を有している者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中である者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中である者

1-3 利用区分と利用時間

利用区分		内容	上限時間
①	一般利用	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県内に本社、工場または研究開発拠点がある法人	年度内 48 時間まで
②		国内の上記以外の地域に本社、工場または研究開発拠点がある法人	年度内 24 時間まで
③	進出等利用	コアリションに加入するもので、市内に土地または建物を取得または賃借し、本社、工場または研究開発拠点を新設または増設する法人	年度内 80 時間まで
④		コアリションに加入していないもので、市内に土地または建物を取得または賃借し、本社、工場または研究開発拠点を新設または増設する法人	年度内 40 時間まで
⑤	公設試	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県が所管する公設試験研究機関。	毎年度市と協議の上決定する

※ 「①、②一般利用」、「⑤公設試」の報告書は公開し、「③、④進出等利用」の報告書は非公開とします。

※ 事業所の所在地については、本市への申請日時点に現存することを条件とします。

※ 「①、②一般利用」は毎年度申請可能です。(翌年以降も年度内上限時間内でご利用が可能です。)

※ 「③、④進出等利用」は原則1年度限り、利用することができます。また、進出してから直近2年度以内に申請してください。

～進出してから直近2年度以内の考え方～

X年度に進出した場合 → (X+2)年度末まで利用が可能

(ただし、本事業開始時の特例措置として、「③進出等利用」に該当するものに限り、平成31年3月1日から令和5年3月31日の期間に既に進出している企業は、令和7年度末まで申請できるものとします。)

※ 「コアリション」とは、(一財)光科学イノベーションセンターが募集しているユーザー企業の名称であり、当財団に加入金を支払うことでナノテラスを利用することができる会員のことを指します。

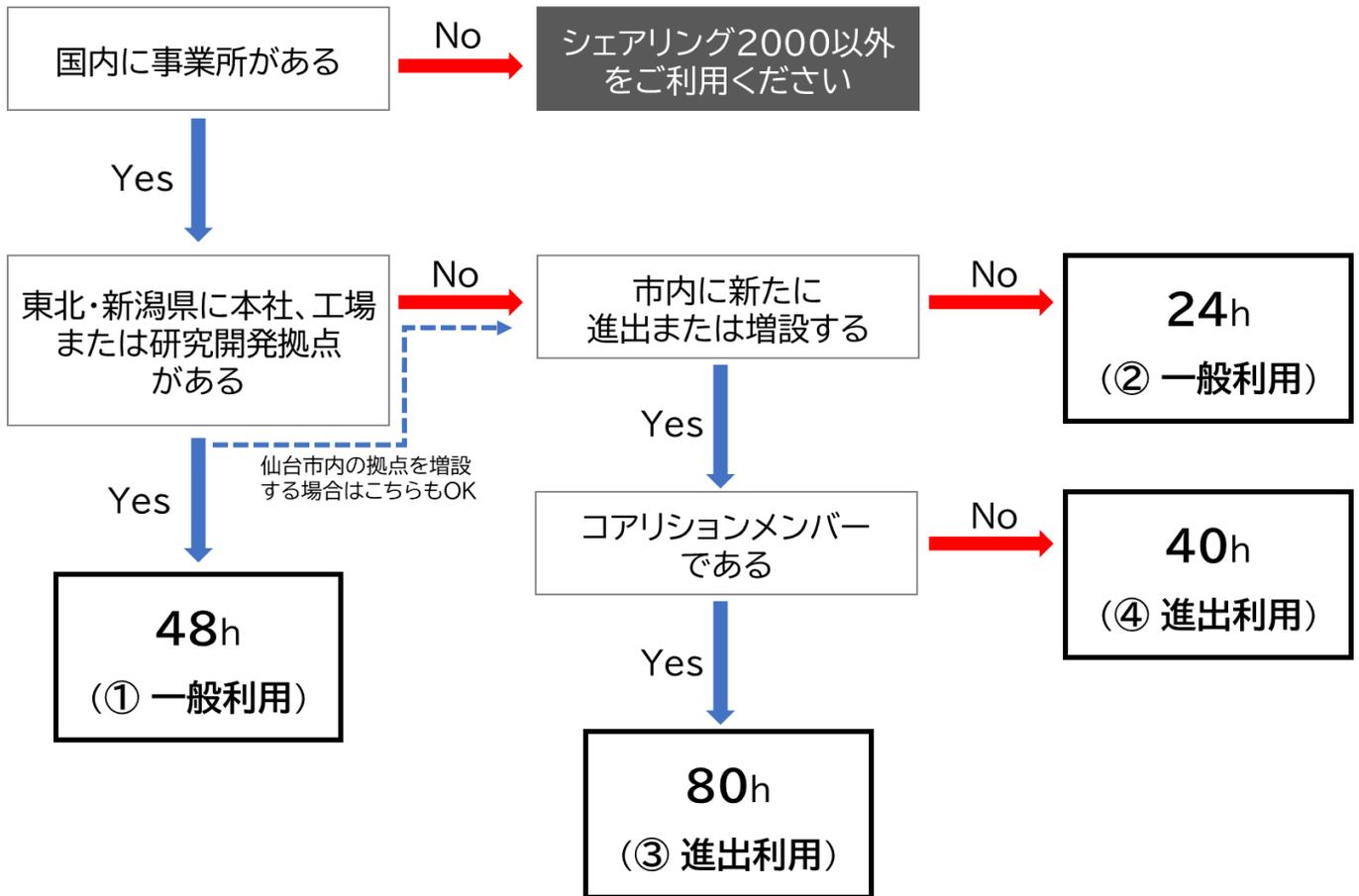
※ 「③進出等利用」については、自社のコアリション枠を全て使用した後、本市へ申請できるものとします。

※ 「①一般利用」、「③、④進出等利用」については、要件を満たせばいずれの利用区分でも申請できるものとします。

1-4 利用区分早見表

1-3の利用区分①～④を利用する場合のチャート表です。

利用区分をご確認ください。



1-5 利用料

1時間あたり利用料(税込)

ビームライン利用料金38,500円+消耗品費1,400円= **39,900円**

※ 実験内容によっては、別途追加料金が必要となる場合があります。

(費用例) ～ ナノテラスを8h利用した場合の一例 ～

経費区分		金額
ナノテラス利用料	8h×38,500円(税込)	308,000円
消耗品費	8h×1,400円(税込)	11,200円
測定部品費	(必要な場合)治具、アタッチメント等	20,000円
実験者の交通・宿泊費	自社⇄ナノテラスの交通費	35,000円
データ解析費	大学や公設試との共同研究費または分析 会社への委託費	500,000円
合計		874,200円

※ 各自治体において「研究開発」に対する補助制度などを整備していることがございますので、詳細は各自治体のホームページ等でご確認ください。

2 申請手続き

2-1 利用の流れ

ナノテラスを利用する月ごとに申請してください。



※「BL」…「ビームライン」のこと

2-2 事前相談

- ・ 本事業の利用を希望される方は、事前相談が原則必須です。(既に放射光施設を利用したことがあり、測定に慣れている事業者さまについては必須ではありませんが、ご相談されることが望ましいです。)
- ・ 市より、事前相談のための放射光専門家をご紹介します。(相談無料)
- ・ 放射光での測定が適切であるか否かなど、技術的な相談を放射光専門家へご相談いただいた上で、市へ利用を申請してください。
- ・ 日頃からお付き合いのある大学や公設試験研究機関、分析会社への相談でも代替可能です。
- ・ 測定後の「分析・解析」のご経験が少ない事業者さまについては、大学や公設試験研究機関、分析会社などの支援を利用することをお勧めします。事前相談等を通して、支援機関をご紹介しますことも可能です。(共同研究費や分析会社委託費は利用事業者さま負担)

2-3 利用申請

- ・ 事前相談が済んだ方は、利用月の **90 日前(3 か月前の 1 日)**までに市に申請書をご提出ください。
(例) 6月に利用する場合は 3月1日までに申請
- ・ 利用区分によって様式が異なりますのでご自身の利用区分をご確認ください。

2-4 利用承認

- ・ 利用対象者の条件を満たすことが確認できた方に対して、市から利用承認通知を発送します。

2-5 様式及び提出時期

区分	提出時期	提出書類	申請者	備考
利用申請	利用したい月の 90 日前まで	① 利用承認申請書	一般利用	様式第 1 号
			進出等利用	様式第 2 号
			公設試	様式第 3 号
		② 測定計画書	一般利用	別紙様式 1-1
			進出等利用	別紙様式 2-1
			公設試	別紙様式 3-1
		③ 履歴事項全部証明書 または定款	一般利用 進出等利用	同年度 2 回目以降の 提出は不要
		④ 直近 3 か年分の決算書	一般利用 進出等利用	同年度 2 回目以降の 提出は不要
利用報告	施設利用日から 90 日以内	利用報告書	一般利用 公設試	様式第 6 号
			進出等利用	様式第 7 号
報告の延期を 希望する場合	施設利用日から 80 日以内	利用報告延期申請書		様式第 8 号

※様式は、仙台市 Web サイト内に掲載しています。

※書類はメール、郵送または持参にてご提出ください。

2-6 測定準備

- ・ 利用承認を受けた方は、ナノテラス側の相談先として、NanoTerasuシェアリング2000を担当する（一財）光科学イノベーションセンターの担当コンシェルジュを市より紹介します。以後、担当コンシェルジュとやり取りをしてください。
- ・ 事前相談内容の概要については、市より担当コンシェルジュに共有しますので、測定に際しての詳細内容（利用するビームライン、測定手法、試料の種類、試料のサイズ、実験機器・器具など別途準備が必要な物など）について確認してください。
- ・ 利用するビームラインによって、電離放射線健康診断の受診や放射線教育訓練の受講が必要な場合があります。（一財）光科学イノベーションセンターが発行する「コアリション利用ガイド」等を参照し、必要な手続きを行ってください。

2-7 予約

- ・ 実験に向けて、具体的な検討が進んだら、（一財）光科学イノベーションセンターの予約システムで施設の予約をしてください。予約は利用月の2か月前（前々月1日）から可能です。（例：6月が利用月の場合、4月1日から予約受付開始）
- ・ 市からお渡する「コアリション利用ガイド」等を用いて予約システムで施設を予約してください。
- ・ 予約に関するご不明点は担当コンシェルジュにお問い合わせください。

2-8 測定

- ・ 測定当日は(一財)光科学イノベーションセンターのビームライン担当者が機器の操作のサポートなどを支援します。ビームライン担当者の指示に従って測定を行ってください。

2-9 分析・解析

- ・ 測定で得たデータは自社にお持ち帰りください。以後の分析・解析については、自社で実施するか、測定時から支援を受けている機関(分析会社など)に相談ください。

2-10 利用報告

- ・ 指定の様式により、利用報告書をデータで市に提出してください。
- ・ 利用区分によって様式が異なりますのでご自身の利用区分をご確認ください。
- ・ 報告書提出期限は、施設利用日から起算して**90日以内**です。
- ・ 施設利用日が同月中に複数日ある場合は、施設利用最終日から起算して90日以内です。
- ・ 特許の取得や商品開発などの理由により、報告書の提出を延期したい場合は、報告延期申請書を提出してください。報告延期申請書の提出期限は施設利用日から起算して**80日以内**です。
- ・ 延期が認められるのは報告書提出期限日から起算して**最長2年**です。

3 注意事項

(1)申請書類について

- ・ 提出された書類は返却しません。書類提出に係る経費は、申請者の負担となります。

(2)利用にかかる義務等

- ・ 利用後、(一財)光科学イノベーションセンターより利用料の請求書が届きますので、支払期日までに必ずお支払いください。
- ・ 利用者の瑕疵により生じた損害は、利用者が賠償しなければなりません。

(3)予約の取り消し

- ・ 予約を取り消し、市への申請を取り下げる際には、可及的速やかに市へお知らせください。
- ・ (一財)光科学イノベーションセンターが定めるキャンセルポリシーにより、キャンセル料が発生した場合には、利用者にお支払いいただきますのでご注意ください。

(4)その他

- ・ 提出された書類は、仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)第2条第2号に定める公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。
- ・ 利用申請や利用報告書等において、試料の作製行程等、測定に係る全てを明らかにする必要はなく、利用者の裁量により機密情報としての取扱いが可能です。